

法務総合研究所研究部報告

9

—諸外国における犯罪被害者施策に関する研究—

2000

法務総合研究所

目 次

第2	ニュー・ジーランド	287
1	犯罪被害者施策の沿革	287
2	刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策	287
(1)	被害者の権利	287
(2)	被害者に対する情報提供	288
(3)	被害者の刑事司法への関与	288
(4)	刑事司法における被害者に対する保護	289
(5)	刑事司法における被害救済・被害回復	289
(6)	修復的司法	289
3	被害者補償制度等	292
4	被害者援助団体組織が行う被害者支援プログラム	293
5	犯罪被害調査	293

第2 ニュー・ジーランド

1 犯罪被害者施策の沿革

ニュー・ジーランドは、1963年に、犯罪被害者補償法 (Criminal Injuries Compensation Act 1963) を制定し、世界で最初³⁰⁾に犯罪被害者に対する経済的補償制度を導入した。その後、1967年にウッドハウス (Mr. Justice Woodhouse) を座長とする王立委員会が、コモン・ロー上の賠償請求権について、当時の制度は、結果として人々に非常に不公平なものとなっているとする答申を発表した。特に、加害者 (被告) に対して民事訴訟を起こすことは、現実問題として、時間的にも、経済的にも被害者の負担が大きくなり、仮に勝訴しても、それを加害者に履行させることが必ずしも容易ではなく、被害が回復されない事実を指摘した。そして、交通災害や労働災害等の被害者の救済を目的とした国家災害補償制度 (Accident Compensation Scheme) の導入を勧告した。その結果、犯罪被害も災害の一つという考え方から、犯罪被害者補償法による補償は、1974年に国家災害補償制度に統合されて、労働災害等と同様の扱いで補償されるようになった。その後、この制度は、1992年、1996年に補償範囲を拡大する方向で改められている。特に、1996年の改革では、単なる経済支援ではなく、被害者の社会復帰に焦点を移した改革が行われた。

刑事裁判においては、1985年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1985) により賠償命令 (reparation order) が導入され、1987年には、犯罪被害者法 (Victims of Offences Act 1987) が制定され、犯罪被害者の権利 (犯罪被害からの回復及び刑事司法にかかわる権利) が明示された。また、1989年児童、青少年及び家族法 (Children, Young Persons, and Their Families Act 1989) では、少年に対する修復的司法として少年審判に代わるファミリー・グループ・カンファレンスが導入され、加害者、被害者及び地域の代表者による非行解決の方法が採用された。このファミリー・グループ・カンファレンスに代表されるように、ニュー・ジーランド刑事司法の特徴の一つは、イギリスから持ち込まれた適正手続を原則とする刑事司法とマオリ族等の先住民族の修復的問題解決法との融合の試みにある。

2 刑事司法における被害者の法的地位及び被害者施策

(1) 被害者の権利

1987年犯罪被害者法は、同法の対象となる犯罪被害者を定義するとともに、犯罪被害者の基本的な権利等を規定した法律であり、1987年11月1日に施行された。この法律によると、犯罪被害者とは、加害者が当該事件によって有罪になったかどうかにかかわらず、犯罪によって、身体的傷害を負ったり、物理的な損失を被った者だけではなく、心理的な傷害を負った者や死亡した被害者の遺族も含まれると定義されている。また、同法では、これらの被害者は、以下のような権利を有することが明記されている³¹⁾。

- ・警察官、検察官、裁判所関係者等は、犯罪被害者に対して親切かつ真しに接するとともに、その尊厳とプライバシーを尊重しなければならない (犯罪被害者法3条)。
- ・被害者又はその家族は、福祉、医療、カウンセリング、法律等に関して必要なサービスを受けることができる (同4条)。
- ・警察、裁判所関係者、医療・福祉関係者は、被害者に対して、できるだけ早く、被害回復のために受けることができるサービスについて情報を提供しなくてはならない (同5条)。
- ・被害者は、不法な脅迫等から守られる保護策について情報の提供を受けることができる (同5条)。
- ・検察又は裁判所関係者は、被害者に対して、事件の捜査状況、起訴関係の事実、証人としての被害

- 者の役割、公判の日時、公判の結果、公訴等について、情報を提供しなくてはならない（同6条）。
- ・警察等の法執行関係者及び裁判所関係者は、証拠として保管中の被害者等の財産を、できるだけ速やかに返却しなくてはならない（同7条）。
 - ・被害者が犯罪によって受けた身体的・心理的傷害、財産上の損失、その他の影響については、適宜の手續で、量刑を言い渡す裁判官に情報が提供されなければならない。また、そのような情報は、書面、又は検察官が口頭で裁判官に伝えなければならない（同8条）。
 - ・被害者の住所は、法の正義の実現に反しない限り、法廷で公開されない（同9条）。
 - ・性犯罪又は重大な暴力犯罪事件について保釈申請があった場合に、検察官は、被害者の不安や懸念について、裁判官に伝えなければならない（同10条）。
 - ・性犯罪又は重大な暴力犯罪の被害者は、現住所等必要な情報を登録した場合には、加害者の刑務所からの釈放、逃走等について通知を受けることができる（同11条）。

また、刑事司法機関の中で被害者と最初に接することの多い警察では、1997年4月に犯罪被害者対策要綱 (Victims of Crime Policy)³²を定め、1987年犯罪被害者法で定められた被害者に対するサービスを提供するための運用指針を設けている。この要綱では、警察における被害者支援の目的として、被害者が受けた財産上の損失、身体的傷害、精神的傷害に加えて、他人からの非難、屈辱感や無気力などの傷をできるだけ小さなものにするものであるとしている。そして、1987年犯罪被害者法に定義されている被害者のほかに、何らかの事故・緊急事態による傷で苦しんでいる者もその対象に含めている。また、被害者に対して民間の援助機関と協力して具体的な支援を提供する場合の協力関係についても規定が設けられており、警察は各地区ごとに被害者支援機関との間に協定を結び、危機介入等の支援体制を確立しなければならないことが定められている。

(2) 被害者に対する情報提供

ニュー・ジーランドでは、被害者に対する情報提供は、犯罪被害者法によって規定されており、他の英連邦諸国とほぼ同様の内容の情報が犯罪被害者に対して提供される。具体的には、事件が訴追され、裁判所に係属するまでは、警察によって情報提供が行われ、それ以降の手續については裁判所の職員である被害者アドバイザー (victim advisor) によって情報提供が行われる。この被害者アドバイザーは、事件の処理状況だけでなく、裁判手續及び被害回復に関する情報提供やそのほかの被害者支援プログラムへの仲介も行う³³。暴力犯罪や性犯罪の加害者が刑務所に収監された場合に、加害者の釈放に関する情報提供を希望する被害者は、警察及び矯正局によって共同運営されている被害者通知登録 (Victim Notification Register)³⁴を行うことによって、一時釈放、仮釈放審査、釈放及び逃走に関する情報提供を受けることができる。

(3) 被害者の刑事司法への関与

ニュー・ジーランドでは、被告人の保釈が審理される際、事件が性犯罪又は重大な暴力犯罪で、犯罪被害者が保釈について何らかの不安を有している場合には、犯罪被害者法に規定されているように、そうした情報が、検察官又は警察を通して裁判官に伝えられる。また、加害者が有罪を認め、刑事司法手續以外の方法で取り扱われるような、いわゆるダイバージョン・プログラム³⁵に移行する場合には、被害者の承認が必要とされている。

被告人の有罪が確定した段階で、被害者は、その被った被害に係る物理的損害・心理的被害・経済的損害の程度及びその影響に関する陳述 (victim impact statement 以下、本稿において「被害影響陳述」という。)³⁶を行う機会を与えられる。ただし、この陳述の内容は、被害者側が被った被害の程度や影響に限られ、被告人について言及することやその処分に関する意見を含むことはできないとされている。こ

の陳述は、任意であり、警察によって作成され、法廷で検察官によって読み上げられるか、又は書面で裁判官に提出される。また、被害者が量刑が軽すぎると考えた場合には、検察官又は警察に対して、量刑について上訴を求めることができるとされている³⁷。

加害者が刑務所に収監された後、仮釈放申請がなされた場合、審査の日時が被害者に知らされ、被害者は仮釈放条件等について意見を述べることができる³⁸。

(4) 刑事司法における被害者に対する保護

1987年犯罪被害者法は、安全に不安のある犯罪被害者に対しては、保護的措置について説明が行われると規定している。また、裁判所による特別な判断がない限り、被害者の住所は秘匿され³⁹、また、被害者を含め裁判の証人を脅して、公正な証言を妨害した者に対しては特別な罰則規定⁴⁰がある。さらに、裁判所の職員である被害者アドバイザーは、被害者に対し、被害者支援プログラムへの仲介を行う。また、被害者が証人として出廷する場合には、付添人と共に特別な待合室を求めることができ、被害者が証言する際にも、裁判官の許可によって付添人と共に出廷することができる。また、性犯罪被害者の場合には、証言に当たって被告人と対面しないように特別な配慮が行われる。性犯罪被害者の氏名等は秘匿しなければならない、これに違反して氏名を公表した者は罰金刑に処する旨規定されている⁴¹。裁判所は、性犯罪以外の被害者についても、被害者を特定できるような情報の公開を制限することができる。また、性的虐待の被害者である児童が証人として出廷する場合は、証人席にスクリーンを用いたり、ビデオ録画による証言又はテレビ・リンク (closed circuit television system) を利用して証言を行わせることができる⁴²。裁判所に証人として出頭した場合には、必要経費が支払われる。

(5) 刑事司法における被害救済・被害回復

ニュー・ジーランドには、刑事裁判に付帯して民事訴訟を起こす制度はないが、刑事裁判において、被害回復を命ずる制度として弁償命令 (restitution order) 及び賠償命令 (reparation order) があり、また、罰金による被害補償がある。弁償命令は、盗罪に対して言い渡されるもので、盗まれた物品の返却を命ずるものである。これに対して、賠償命令は、犯罪によって生じた被害 (loss or damage to property) や心理的傷害 (emotional harm) に対する賠償を命ずるものである。オーストラリアのビクトリア州と異なり、これらは独立した処分として言い渡すことも可能であり、裁判官は、すべての事件について、その適用を検討する義務を負う⁴³。また、裁判官は、賠償命令を言い渡すに当たり、被害程度や被告人の資産等を調査する必要がある場合には、保護観察官等に命じて、賠償調査を実施させることができる。賠償調査に際して、保護観察官等は、できる限り被害者と被告人の示談交渉を進め、示談の成立を図ることが求められている⁴⁴。なお、賠償命令の執行は、罰金に優先する。表3は、1998年における賠償命令の科刑状況を示したものであり、財産犯の約20%に対して賠償命令が言い渡されている。

一方、身体的傷害 (physical harm) については、この賠償命令を言い渡すことはできないが、罰金を命じ、その一部又は全部を被害者の被害補償に当てることができる⁴⁵。

これら賠償金等の徴収は、裁判所によって執行され、被害者に対しては、裁判所から小切手で支払われる⁴⁶。この際、裁判所に小切手送付先の住所を届けるのは被害者の責任である。裁判所は、加害者から賠償金等を徴収するため加害者の財産や加害者の給料を差し押さえることもできる⁴⁷。

また、受刑中の加害者が、釈放準備のための就業プログラムに参加した場合には、その賃金は矯正局長に支払われ、矯正局長がその中から上記賠償命令による賠償金又は罰金を支払うことができる⁴⁸。

(6) 修復的司法

修復的司法 (restorative justice) は、現在、ニュー・ジーランドの刑事司法における重要課題の一つであり、法務省では、その積極的な導入について様々な機関から意見を聴取している⁴⁹。ただし、これま

表3 財産犯における補償命令の科刑状況

ニュー・ジーランド (1998年)

罪 名	言渡し率 (%)	言渡し件数	補 償 額		
			最低値	中央値	最大値
総 数	21.0	11,230	0.35	200	205,000
不法行為目的侵入	21.5	1,373	4.50	395	18,000
窃 盗	18.8	2,599	0.50	150	52,000
盗品譲り受け	9.3	313	0.35	204	35,050
自動車盗	13.3	337	15.00	494	8,250
詐欺	18.9	3,257	1.51	170	205,000
放 火	19.1	60	39.82	1,471	112,614
器物損壊	59.4	3,025	2.00	200	17,130
その他	5.7	266	9.00	200	35,869

注 1 Conviction and Sentencing in New Zealand: 1989 to 1998による。

2 補償額の単位は、ニュー・ジーランド・ドルである。

3 「不法行為目的侵入」は、burglary, 「器物損壊」は、wilful damage をいう。

で見てきたようにニュー・ジーランド刑事司法には、既に様々な形で修復的司法の要素が取り入れられている。成人に対しては、前述の警察段階におけるダイバージョンとしての警告処分等も修復的司法の試みと考えることができる。これは、裁判所によって訴追が正式に受理される前の段階に行われるもので、加害者に処分歴がなく、罪を認め、被害者に対する何らかの慰謝の措置が講じられ、かつ被害者がそうした措置に同意していることが条件となっている。また、補償命令も、被害者に対する被害回復の試みであり、特に、保護観察官等による補償調査の際の示談交渉は、刑事和解の一つの試みである。

また、ニュー・ジーランドには、加害者側から被害者に対して、何らかの慰謝の措置があった場合には、これを量刑に当たって考慮することが1985年刑事裁判法によって規定されている⁵⁰。これは先住民族であるマオリ族等の犯罪解決方法を刑事司法制度に取り入れようとした例であり、被害者が十分な補償を得たと考えている場合には、最低刑が法律によって定められていない事件について、それ以上処分を言い渡さないことも可能であるが、現実の運用は各裁判官の裁量に任されている。

さらに、少年司法の分野では、修復的司法の一つの試みと目される、ファミリー・グループ・カンファレンスがある。

ボックス 6

ニュー・ジーランドにおけるファミリー・グループ・カンファレンス (FGC) と修復的司法

(1) 少年司法制度と FGC

ニュー・ジーランドの少年司法制度は、犯罪を犯した14歳から16歳までの少年を対象とするが、例外的に10歳から13歳の児童を扱うこともある。犯罪を犯した少年の家族や被害者が司法過程に関与し、またその結果に影響を及ぼし得るようにするという意図を持って制定された1989年児童、青少年及び家族法は、警察に対し、少年の犯罪には可能な限り抑制的に対応するよう促し、同時にファミリー・グループ・カンファレンス (Family Group Conference, 以下 FGC という。) を制度化した。以来、殺人事件を除く少年犯罪には原則的に FGC で対応する方式が採用されている。

FGC の主な目的は、被害者の視点、少年本人が自分の犯罪行為に責任を取る必要性、少年の生活の質を高めたり家族を強くすることによって将来の再犯を予防するための様々な方策等を考慮に入れながら、本件犯罪を償うため最も適した更生計画を立案することである。計画の内容は、参加者